

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨による水道料金の減免措置について

今回の大雨により被災された方に対して、水道料金を次のとおり減免いたします。

- 1 減免対象者 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の被災者で、市町村のり災(被災)証明を受けられた方
- 2 減免金額 一律 3,000円を上限とします。
(3,000円以下の場合は全額免除とします)
- 3 申請書類 (1)水道料金減免申請書
(添付書類) (2)り災(被災)証明書 ※写し可
- 4 申請期限 令和6年3月31日まで
- 5 申請場所
 - ・水道部(業務課)
 - ・株東計電算(水道料金徴収業務受託者)
住所:千葉県茂原市茂原1570-2
電話:0475-27-3888
 - ・各市町村役場
※詳しくは、各市町村役場のホームページをご覧ください。
- 6 受付時間 平日 8:30 ~ 17:00
- 7 減免方法 申請日以降の水道料金から、1回に限り減免

【問い合わせ先】

長生郡市広域市町村圏組合 水道部業務課
住所:千葉県茂原市高師395-2
電話:0475-23-9482